

# 北九州地区労連ニュース

2022年12月号 No. 194

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号  
 メール k\_roren@ybb.ne.jp TEL 093-921-0747  
 ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/

解雇・残業代未払い・パワハラ  
 あきらめずに電話して下さい  
 秘密厳守 相談無料 労働相談ホットライン  
**TEL093-921-0747**  
 メール k\_roren@ybb.ne.jp

## 第82回評議員会開催

### 【春闘への取り組み開始】

12月9日北九州地区労連は、評議員会を戸畑生涯学習センターで開催し、春闘に向けた議論を始めました。

開会の来賓あいさつでは、「笑顔と希望の会」から永田候補が連帯のあいさつをされました。北橋市長の引退ですでも市長選出馬を表明した人たちは、大企業奉仕からの見直しは期待できない。市民本位の市政に転換するために奮闘したい、と決意を述べられました。地区労連としても市長選挙が要求実現の大きな運動であることは、運動の柱です。

しかし、候補者の決定が遅れ、12月6日の幹事会で地区労連として論議し、9日の評議員会での推薦決定には組合の民主的運営上無理があるので、永田さんについて「支持」する立場で必要な情報を発信するということでも了承されました。各単組での積極的な取り組みをお願いします。

### 【軍事費よりも生活支援を】

岸田首相は、11月28日鈴木財務相と浜田防衛省に2027年度防衛予算（軍事費）をGDP2%にと指示しました。

現在のGDPで11兆円、来年度防衛費が5兆6千億と言われていますので、2倍近くにないけません。また中期防衛計画でも報道されており、増税で1兆円が必要ともしています。

今、多額の費用をかけ軍拡が進められる一方で、市民の生活は空前の物価高で苦しめられています。さらに社会保障の国民負担増もあり、市民の生活はかつてない危機に瀕しています。

憲法25条は『健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する』と宣言し、『国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上、増進に努めなければならない』との国の責任を明確にしています。政府・国会は憲法の原点に立ち返るべきです。今こそ日本国憲法に基づき、市民生活を応援する政策を実行する運動が求められています。

日本の最低賃金は、全国平均で961円です。福岡県の最低賃金は、900円ですが、この額で健康で文化的な生活ができるでしょうか。

ドイツやフランスでは、今年だけで3回最低賃金が見直され、1500円をはるかに超え

ています。日本を除く多くの国で大幅な賃上げが実行されています。

先日、トヨタの社長が日本の賃上げが進まないのは、春闘を取り組む労働組合に組織された労働者が3割しかない。7割は春闘交渉すらできないことも一因と話したことが報道されていました。

1月5日の駅頭宣伝行動を皮切りに春闘では、大幅賃上げの運動とともに組織拡大を運動の中心に大きな飛躍を勝ち取るための方針が提起され承認されました。



永富議長の音頭で団結がんばろう！

雨あがり

今年の漢字が「戦」になったとニュースで見ました。

すぐに思い浮かべるのは、やはりロシアのウクライナ侵攻の戦争です。こんなに心をえぐられるショッキングなことではないです。この事をどう捉えて行動していくかが私たちの肝心なことだと思います。日本も軍事力を強化すべきだという考えは愚かです。対話で外交していく、そういう国のリーダーが必要だと思います。

また「戦」で連想されるのは、私たちのくらしの戦いです。コロナとの戦いや物価高騰の戦いで安心安全な生活が脅かされています。

防衛費確保へ増税を表明した岸田政権は本当に愚かな選択をしています。防衛費に費やす分を社会保障にまわせたら、どれだけの方が救われるのだろうと思います。軍事にお金を費やしても悲惨な結末が待っているだけだと思います。

2023年も地区労連の皆さんや市民の皆さんと力を合わせて行動していきたいです。

(中)



# 年金一揆北九州集会

## 【物価上昇に見合う年金に】

11月27日小倉北区米町公園で年金一揆を年金者組合が取り組みました。

集会には、共産党や社民党、北九州共闘なども参加し、連帯のあいさつを受けました。

北九州地区労連からも議長や健和会労組が連帯し、あいさつや小倉駅での宣伝行動に取り組みました。

今年に入り、物価高騰が続く中、年金は引き下げられています。今の岸田政権は、本当に国民の生活を守る気があるのでしょうか。

新型コロナ対策は、後手後手で物価高騰での生活支援も不十分です。さらに政権を支える大臣も次々と旧統一教会とのつながりや資質の問題で辞める。葉梨前法相は、「試験のハンコ」や「統一教会に抱きつかれた」の発言がショックと思う感覚、本当に信じられません。これが自民党の本質ではないでしょうか。

まだまだ問題が出てきそう。岸田政権ですが、ウクライナへのロシアの侵略でエネルギー価格が急上昇し、ほとんどすべての物価が高騰する中で年

金を引き下げ、一方で「資産所得倍増プラン」を示したと報道されています。資産所得倍増とは、なんなの。お金を持った人は投資で儲けても、年金でかつかつの生活をしている人の生活はどうなるのかと思います。

総務省が8月発表した7月の消費者物価指数は、前年同月比2.6%上昇で4ヶ月連続で2%を超えています。年金受給者・労働者全般に対する影響・被害は深刻です。

## 【年金上げる賃金上げろ】

集会後は、小倉駅での宣伝行動を行いました。

高齢者にとって年金は、第二の人生を築く最大の原資です。懸命に働き社会に貢献し、退職後少しは、楽に楽しく暮らせるかとの思いは、低年金と「マクロ経済スライド」という年金削減の制度で年金受給者だけでなく現役世代の退職後の不安も生み出しています。

政府の使命は、国民の「命とくらし」を守ることです。安倍・菅・岸田政権と日本国憲法をないがしろにする政策を展開は、政府の役割を放棄したもので、「政権」の名に値しません。社会保障費の削減は直ちにやめ、憲法25条に基づき年金支給額の引き上げや医療・教育予算

など飛躍的増額を図るべきです。

岸田政権は、「全世代型社会保障」や子ども関連予算の充実が必要と言いつつ、子ども関連予算の財源議論は取り組まず、一方で防衛費については、増税を含めた財源議論を加速させるなど国民生活改善は口先ばかりでごまかしています。

世界では、最低賃金がコロナ禍やロシアのウクライナ侵略での物価高騰対策も含め、大幅に増額されています。しかし日本は、この30年間ほとんど賃金が上がらない異常な国となつています。宣伝行動では、そうした情勢から「年金の引き上げ」や「最低賃金1500円」の実現の必要性と署名の協力を訴えました。



# 北九州埠頭雇止め撤回裁判

会社側証人はうそを繰り返し、被告版越しは尋問の妨害繰り返す裁判長は和解により解決を提案。和解期日設定へ

12月1日朝10時、福岡地裁小倉支部で、北九州市の第三セクターである「北九州埠頭」を雇止めになった増田保子さんの雇止め撤回裁判の証人尋問が行われました。この日は早朝から西小倉駅で宣伝行動を行い市民への理解を求めました。

原告増田さん、元主任、被告所長、被告取締役の証人尋問が行われました。証人尋問の中で印象的だったのは、北九州市港湾局の人間と思しき人物が5人ほど傍聴席の中央に陣取っていたこと、被告弁護人の執拗な原告が証言中「異議」、増田さんについての印象を悪くしようとする意図が見え見えの尋問内容でした。また、被告側証人の所長・取締役は、増田さんが「協調性が無く、上司を上司と思わない、激昂して声を荒げて上司に反抗する、自分の仕事を人に押し付けるなどと、雇止めを正当化する証言を繰り返しました。被告側証人に対しての反対尋問で証人の嘘・矛盾を十分に明らかにできたとは言





地区労連新役員から決意と抱負がよせられています。



幹事 真島 裕子  
(北九州市職労)

今期2期目となります。市職労の真島です。市職労にとって、秋は確定闘争で一年の内では一番忙しい時期でした。皆さんご存じの通り、市の職員の給料は、市人事委員会が市内の民間の給料の調査を実施し差があれば給料表の改定をするように勧告、勧告を受け労使で交渉した後決定されます。今年の民間との較差は僅か612円。初任給に重点を置いた改定で50代以上は改定なし。物価高の折、実質マイナスです。政府が「官も民も賃上げを」と言っていますが、じりじりとしか上がらず、じりじりとした思いです。春闘では是非、大幅アップを勝ち取りたいですね。今年もよろしくお祈りします。



## 堀田和夫さんを偲ぶ会開催!

12月18日(日)17時より生涯学習総合センターで偲ぶ会を行いました。

司会は、マタハラ裁判を闘った戸田さん、北九州埠頭裁判を闘っている増田さんが行いました。

開会あいさつを新屋敷副議長が行いました。堀田さんとの出会い、福建労北九州支部が地区労連加盟を決める経緯などが語られました。今では加盟組合員数最多の福建労北九州支部の存在、そこに堀田さんの尽力があったこと改めて実感させられました。

次は、参加者全員で堀田さんの冥福を祈って黙とうをささげました。

思い出のスライドは、いつも写真を撮る側だった堀田さん。地区労連に残っている膨大な写真、しかしそこから堀田さんが映っているものを探すのは至難の業でした。わずかに残っている写真を使って堀田さんの業績を振り返りました。

1989年12月3日の発足総会、役員選挙委員として関わっていたことが総会議案書に書かれていました。それか

ら、事務局次長、議長、副議長、事務局長と歴任されました。その時々の雄姿を振り返りました。春闘旗開きでは、ダンディな姿も見られました。

お別れの言葉は、永富議長、山下県労連議長、中村争議回議長、北九州市職労磯田第7代執行委員長、平和・労働・人権北九州共闘センター竹内議長から堀田さんとの思い出が語られました。

続いて、駆け付けてくれた田村衆議院議員、仁比参議院議員から堀田さんとの交流について紹介がありました。改めて北九州の労働運動に大きな足跡を残されたことがわかりました。

続いてメッセージの紹介がありました。(詳しくは、冊子参照)

その後、家族の言葉として堀田満州子様からお言葉をいただきました。偲ぶ会開催のお礼と堀田和夫さんとの出会いなどもお話しされました。永富議長からの花束贈呈もありました。

閉会挨拶は、安達副議長が行いました。その後最後に堀田和

夫さんにふさわしい永富議長の団結がんばろう!で終了しました。

ご参加の皆さん、参加したかったがコロナによる会場制限に協力してくださった方々などみんなの想いで堀田和夫さんを偲ぶ会は開催できました。ありがとうございました。きっと堀田和夫さんはきっとみなさんのこれからをしっかりと見守っていてくれると思います。それを支えに今後とも地区労連活動へのご理解とご協力をお願いいたします。



労働法コラム 第95回

# 雇用の平等



黒崎合同法律事務所

三苫 和喜 弁護士

雇用における平等の確保は、重要なものであると考えられます。もっとも、現在の日本においては、包括的な雇用の平等を求める法律は存在していません。現在は、労働基準法に規定される、国籍・信条・社会的身分に基づく差別の禁止や、性別を禁止する男女雇用機会均等法といった差別の事情ごとに、差別的禁止立法がなされている状況です。また、年齢差別や障がい者差別、雇用形態に基づく差別等、これまでの雇用の平等の対象とはされてなかった領域についても、雇用平等の対象とされてきています。今回は、性別を理由とした差別に着

目して考えてみます。

そもそも、法の下での平等は、憲法14条に規定されています(人種・信条・性別・社会的身分または門地によって差別されない)。もっとも、憲法上の規定は、私人間に直接適用されず、会社に労働者の平等を強制することはできません(原則として、憲法14条を根拠に労働者から平等を求めることはできない)。そこで、憲法14条の理念にのっとり労働基準法は、国籍・信条・社会的身分に関する均等待遇を定め(3条)、賃金に関する男女差別を禁止するとしています(4条)。

労働基準法上の男女差別の禁止は、賃金に関するものだけです。しかし、従前の男女差別には、結婚退職制や男女差別の定年制等といった賃金以外の差別が存在しました。結婚退職制や男女差別定年制については、裁判によって違法・無効とされることとなりました。この問題は、男女雇用機会均等法において解消されています。男女雇用機会均等法は、当初は努力規定や片面的規定(女性差別の身を禁止する)にとどまっていたのですが、2006年の改正によって、「労働者が性別により差別されることなく、また、女

性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにする」ことを目指す法律へと修正されました。「母性保護」の場面を除いて、男女差別も男性差別も等しく禁止されることになりました。

男女雇用機会均等法によつて、労働者の募集及び採用については、その性別にかかわらずなく均等な機会を与えなければならぬとされました(5条)。「総合職」、「一般職」、「パートタイム労働者」などの職種について、募集の対象・採用の対象を男女いずれかの身とするこゝとや、募集・採用の条件を男女で異なるものとするこゝと、合格基準を男女別とすること、男女の募集人数を別にして募集を行うこゝとは禁止される。また、配置・昇進・教育訓練・定年・解雇・雇止め、といった点についても、性別を理由とした差別が禁止されています。

以上のように、性別を理由とした差別を禁止することになっていますが、「母性保護」の観点から、女性を保護する規定も置かれています。例えば、妊娠・出産を理由とする退職の禁止、産前・産後休業の取得、その他妊娠・出産を理由とする解雇そ

他の不利益取り扱い禁止となつています。このような理由による不利益扱いは、違法・無効となります。

このように、現在は、男女の性別差による差別については、等しく禁止となり、他方で母性保護も測られるという制度になつています。次回は、その他の雇用平等について考えてみます。

## 平和をあきらめないネット

### 宣伝行動

【安保3文書改訂反対街頭宣伝15日16日連日！】

平和をあきらめない北九州ネットは、政府が安保3文書に反撃力とミサイル増産を明記することを12月16日に閣議決定することに反対し、緊急宣伝行動を15日16日連日に小倉駅で取り組みました。

それに先立ち岸田首相は、11月28日鈴木財務相、浜田防衛相に2027年度防衛予算をGDP比2%にと指示しています。現在のGDPで11兆円、来年度予算は5兆6千億円と言われていますので2倍近くになります。今、国民は物価高騰やコ口

ナ禍で生活が疲弊しています。そこに税金をつぎ込むこゝとそが先ではないでしょうか。

東南アジア諸国連合(Aセアン)では、互いの立場を認め合い、紛争を起こさないよう話し合いを粘り強く続け、近年戦争は起きていません。

政府もそうした教訓を活かし、憲法九条に基づく平和外交をするべきではないでしょうか。

また、12月10日の西日本新聞に防衛省の世論誘導研究がされていると報道されました。北朝鮮のミサイル発射やロシアのウクライナ侵略で心配だの声を政府は利用し、マスクもそれに乗り、「敵基地攻撃能力保有」を支持する声が聞かれますが、米中の戦争に「巻き込まれる」危険を見過こしているのか、と思います。「憲法守れ」の声を大きく広げましょう、と参加者は次々と訴えました。

